

地球温暖化防止の環境・エネルギー戦略

～地球にやさしい“ふくしま”の創造に向けて～

(案)

平成20年2月
福島県

目 次

第 1	はじめに	1
第 2	本戦略の位置付け	2
第 3	地球温暖化をめぐる現状	3
第 4	戦略の基本的視点	14
第 5	基本的視点に基づく重点施策	16
第 6	中長期を見据えた今後の展開	36

第1 はじめに

地球温暖化は、その予想される影響の大きさや深刻さからみて、人類の生存基盤に係わる最も深刻な環境問題である。

地球温暖化は、極端な気象現象の増加に伴う災害の激化、生態系への悪影響に加え、数億人規模の水不足、農業への被害、感染症の増加など私たちの経済・社会活動に対して複合的に様々な悪影響を及ぼす可能性が指摘されており、本県においても平均気温の上昇、真夏日の増加、桜の開花時期や秋の紅葉時期の変化、りんごの着色不良など温暖化が原因と思われる現象が出始めてきている。

気候変動がもたらす地球の危機を回避するためには、今世紀半ばまでに世界全体の温室効果ガスの排出量を半減させることが必要であり、今後20年～30年の削減努力が地球の将来を決定付けると言われており、まさに温室効果ガスの削減は待ったなしの状況にある。

温室効果ガスの削減目標を定めた京都議定書から10年が経過し、2008年から地球温暖化対策の一里塚となる京都議定書の第一約束期間が始まった。また、7月に開催される洞爺湖サミットにおいては、地球環境問題が主要議題として取り上げられ、ポスト京都議定書に向けた枠組みが話し合われる。

人類の営みと環境との調和は、21世紀社会の大きな課題であり、豊かな地球環境を未来に引き継いでいくことは、今を生きる私たちに課された大きな責務である。

一方、本県は、明治以来、我が国のエネルギー政策を供給面からリードするとともに、景観形成や水環境保全等の環境行政でも先進的な施策を展開してきた。

このため、尾瀬や猪苗代に代表される本県の恵み豊かな自然を将来の世代に引き継ぐとともに、環境と経済の好循環により活力ある県土形成を図るため、産業界、NPO、県民、市町村など多様な主体と連携を図り、地球温暖化防止に向けた環境・エネルギー対策を戦略的に展開するものとする。

第2 本戦略の位置付け

本県の温室効果ガスの排出量は、2005年度で、2,198万4千トンとなっており、基準年度である1990年度比で27.2%上回っている。

現在、県では2006年3月に改定した「福島県地球温暖化対策推進計画」に基づき、温室効果ガス8%削減に向け様々な対策を進めているが、地球温暖化に対する県民意識は、徐々に高まってきているものの必ずしも県民一人ひとりの行動に結びついていないことから、目標達成は極めて厳しい状況にあり、具体的で実効性のある対策の強化が必要となっている。

また、本県は、古くは水力発電に始まり、現在の原子力発電に至るまで、電源地域として我が国の発展を支え、常に時代の最先端エネルギーと共に歩んできた歴史を有している。地球温暖化防止の観点から世界中で普及が加速しつつある新エネルギーは、環境的な側面はもちろんのこと、エネルギー源の多様化や地産地消型エネルギーとしての地域振興の面でも大きな意義を持っている。

これらを踏まえ、本戦略に基づき、京都議定書の第一約束期間が始まる2008年度から「福島県地球温暖化対策推進計画」の目標年度である**2010年度までの3年間をより一層の低炭素社会への転換を図る期間**とし、温室効果ガス8%削減に向けた実効的な取組の強化と国のエネルギー政策を新たにリードする「新エネルギー先進県」の実現のため、環境・エネルギー対策を集中的・戦略的に実施する。

さらに、本戦略において、中長期を見据えた施策を先行的に提起するとともに、ポスト京都議定書をめぐる国際的な状況等を踏まえ、中長期を見据えた本県の地球温暖化対策推進計画の改定と環境・エネルギー産業育成の視点を含めた次期新エネルギービジョンの策定に取り組むことにより、**新しい地域モデル「地球にやさしい“ふくしま”**」を創造する。

地球温暖化防止の環境・エネルギー戦略の位置付け

- ① 2010年度までに温室効果ガス▲8%を達成するためのアクションプラン
- ② 新エネルギー先進県に向けた先導的な取組
- ③ **新しい地域モデル「地球にやさしい“ふくしま”**」を創造するための施策を先行的に提起

第3 地球温暖化をめぐる現状

1 地球温暖化に関する科学的知見

「気候変動に関する政府間パネル」(以下「IPCC」という。)の第4次報告書によれば、地球の気温はここ100年で0.74℃上昇しており、地球が温暖化していることは疑う余地はなく、その原因は、人間活動によって発生する二酸化炭素などの温室効果ガスの増加であるとほぼ断定されている。

※「気候変動に関する政府間パネル」(IPCC)

地球温暖化に関して包括的な科学的知見を得るため、1988年に世界気象機関(WMO)と国連環境計画(UNEP)により設立された組織。3つの作業部会から構成されており、2007年2月から5月にかけてそれぞれの部会報告書を発表している。

2007年11月に承認されたIPCC第4次評価報告書の要約は次に示すとおりである。

(1) 第1作業部会報告書：自然科学的根拠

ア 気候変動システムに温暖化が起こっていると断定。また、温暖化は人為起源の温室効果ガスの増加が原因とほぼ断定。

イ 1980年～1999年までに比べ、21世紀末(2090年～2099年)の平均気温及び平均海面水位の上昇を次のとおり予測。

- ・高成長社会(化石エネルギー源を重視しつつ高い経済成長を実現する社会)

気温上昇は約4℃(2.4℃～6.4℃)、海面上昇は26cm～59cm

- ・持続発展型社会(環境の保全と経済の発展が両立する社会)

気温上昇は約1.8℃(1.1℃～2.9℃)、海面上昇は18cm～38cm

ウ 熱帯の海面水温の上昇に伴い、熱帯低気圧の強度は強まり最大風速や降水強度が増加。

(2) 第2作業部会報告書：影響、適応、脆弱性

ア 自然環境及び人間環境は、今まさに温暖化の影響を受けている。

イ 数億人が水不足の深刻化に直面する。

ウ 生態系の復元力が気候変動に追いつかなくなる可能性が高く、植物及び動物種の20%～30%が1.5℃～2.5℃の気温上昇で絶滅する可能性が高い。

エ 約2℃～3℃以上の気温上昇で生ずる影響は、世界の全地域で経済的にマイナスに

なる。

(3) 第3作業部会報告書：緩和策

ア 現状の緩和策及び実践では、世界の温室効果ガス排出量は、今後数十年間増加し続ける。

イ 大気中の温室効果ガス濃度を低いレベルで安定化させるためには、できるだけ早期に温室効果ガス排出量を減少傾向に転じさせる必要がある。

ウ 今後20年～30年間の緩和努力によって、回避することができる長期的な地球の平均気温の上昇と、それに対応する気候変動の影響の大きさがほぼ決定される。

2 地球温暖化問題に関する国際的な動き

地球温暖化対策の一里塚となる京都議定書の第一約束期間の開始を目前に控えた2007年12月のインドネシア・バリ島で開催された気候変動枠組条約第13回締約国会議（COP13）においては、全ての主要排出国が参加する2013年以降の枠組み（ポスト京都議定書）を議論する新たな検討の場が立ち上げられたほか、2008年7月に我が国で開催される洞爺湖サミットにおいては、地球環境問題が主要議題として取り上げられることとなるなど、地球温暖化問題は21世紀に人類が直面する最大の試練であるとの国際的な認識が浸透し、現在、ポスト京都議定書に向けた国際的な動きが加速化している。

また、大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させるという「気候変動枠組条約」の究極の目的の達成のためには、世界全体の排出量を現状に比して2050年までに半減することが必要であり、この目的を達成するためには、太陽光、風力、バイオマス、水力など自然エネルギーの飛躍的な普及拡大と、それらを始めとする新エネルギーの更なる技術開発が必要となる。特に、ドイツなどヨーロッパにおいては、適切な政策措置により自然エネルギーの導入が急速に拡大しているほか、自然エネルギーへの世界全体の投融資額がここ2年間で2倍を超える規模となるなど環境・エネルギー産業も急成長しており、自然エネルギーを始め新エネルギーの果たす役割はますます高まってきている。

3 京都議定書目標達成計画について

「京都議定書目標達成計画」は、京都議定書が2005年2月に発効したことを受け、温室効果ガス6%削減の約束を達成するため、2005年4月に閣議決定されたものであり、現在、本計画に基づき地球温暖化対策が進められている。

(1) 現在の温室効果ガスの排出量の状況

2005年度の我が国の温室効果ガス排出量は13億5,900万トン-CO₂となっており、基準年度の総排出量を7.7%上回っている。

部門ごとにみると、産業部門の2005年度の排出量は基準年度比▲6.1%である一方、運輸部門は基準年度比+18.1%であり、業務部門及び家庭部門の排出量は、それぞれ基準年度比+45.4%、+36.4%となっており、部門ごとの排出量の傾向に相違がみられる。

表 我が国の温室効果ガスの排出状況

	基準年度 (全体に占める割合)	2005年度実績 (基準年度増減)
エネルギー起源二酸化炭素	1,059 (84%)	1,201 (+13.4%)
エネルギー転換部門	68 (5%)	79 (+16.5%)
産業部門	482 (38%)	452 (-6.1%)
民生業務部門	164 (13%)	239 (+45.4%)
民生家庭部門	127 (10%)	174 (+36.4%)
運輸部門	217 (17%)	257 (+18.1%)
非エネルギー起源二酸化炭素	85 (7%)	91 (+6.6%)
メタン	33 (3%)	24 (-28.1%)
一酸化二窒素	33 (3%)	26 (-22.0%)
代替フロン等3ガス	51 (4%)	18 (-64.9%)
合計	1,261 (100%)	1,359 (+7.7%)

(単位：百万 t-CO₂)
(環境省調べ)

(2) 京都議定書目標達成計画の評価・見直しについて

京都議定書の第一約束期間が2008年から始まることから、現在、国では「京都議定書目標達成計画」の評価・見直しを行っているが、総合的にみれば対策が十分に進捗しているとは言えない状況にあり目標達成は極めて厳しい状況にある。

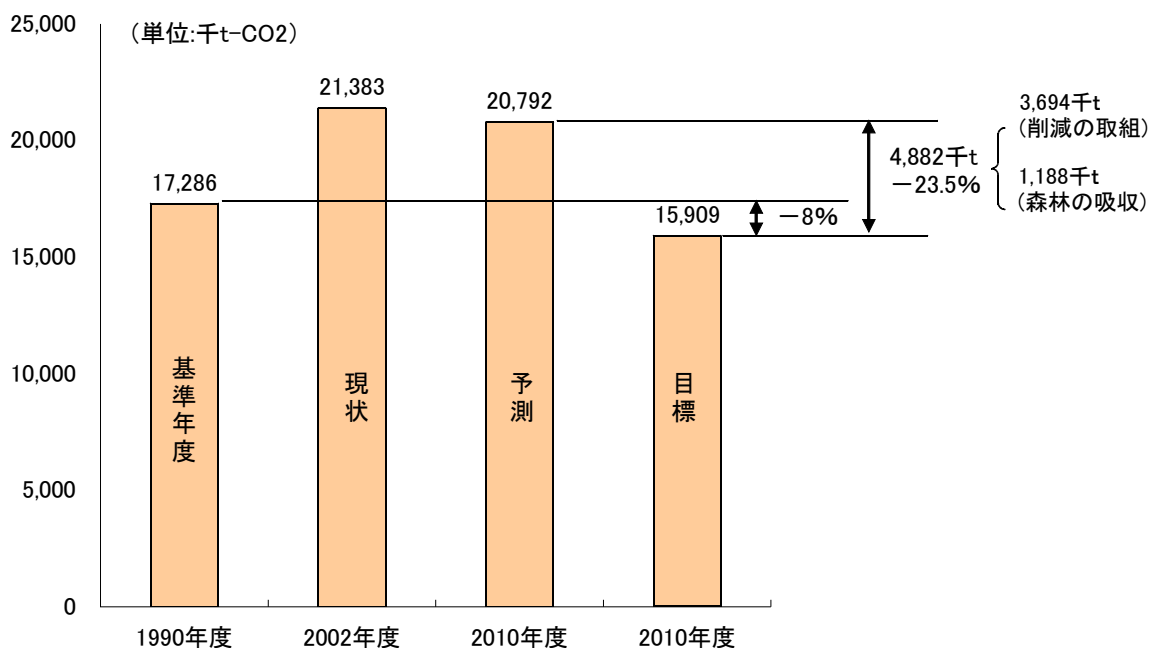
このような状況を踏まえ、国では必要な対策の追加・強化を適切に行うとしており、特に排出量の伸びが著しい業務部門・家庭部門の対策について、抜本的に対策を強化することが必要であるとしているほか、短期的視点のみならず中長期的な観点も踏まえた上で、国民全体が総力を挙げて温室効果ガスを削減するよう、ライフスタイル・

ビジネススタイルの変革等を促すような対策の強化も視野において考える必要があるとしている。

4 福島県地球温暖化対策推進計画について

(1) 温室効果ガスの削減目標

地方公共団体においては、その区域の自然的社会的条件に応じ地域の創意工夫を生かした温室効果ガス削減等のための総合的かつ計画的な施策の推進が求められていることから、本県では、2006年3月に「福島県地球温暖化対策推進計画」を改定し、①省エネルギー対策の推進、②新エネルギー導入の促進、③吸収源対策としての森林の整備・保全、④環境教育・学習の推進を4つの柱として、2010年度における温室効果ガスの排出量を基準年度比で8%削減することを目標に、現在、地球温暖化対策に取り組んでいる。



(福島県地球温暖化対策推進計画)

図 本県の温室効果ガス排出量の削減目標

(2) 本県の温室効果ガスの排出状況

2005年度における本県の温室効果ガスの排出量は、2,198万4千トンのCO₂となっており、基準年度比で27.2%上回っている。

部門別の温室効果ガスの排出量をみると、エネルギー転換部門で6つの火力発電所が新たに稼働したため277.7%の著しい増となっているほか、民生家庭部門で75.0%

増、民生業務部門で68.1%増と家庭及びオフィス等からの温室効果ガスの排出量の大幅な増加を示している。

また、排出量の約38%を占める産業部門においても21.4%増となっている。

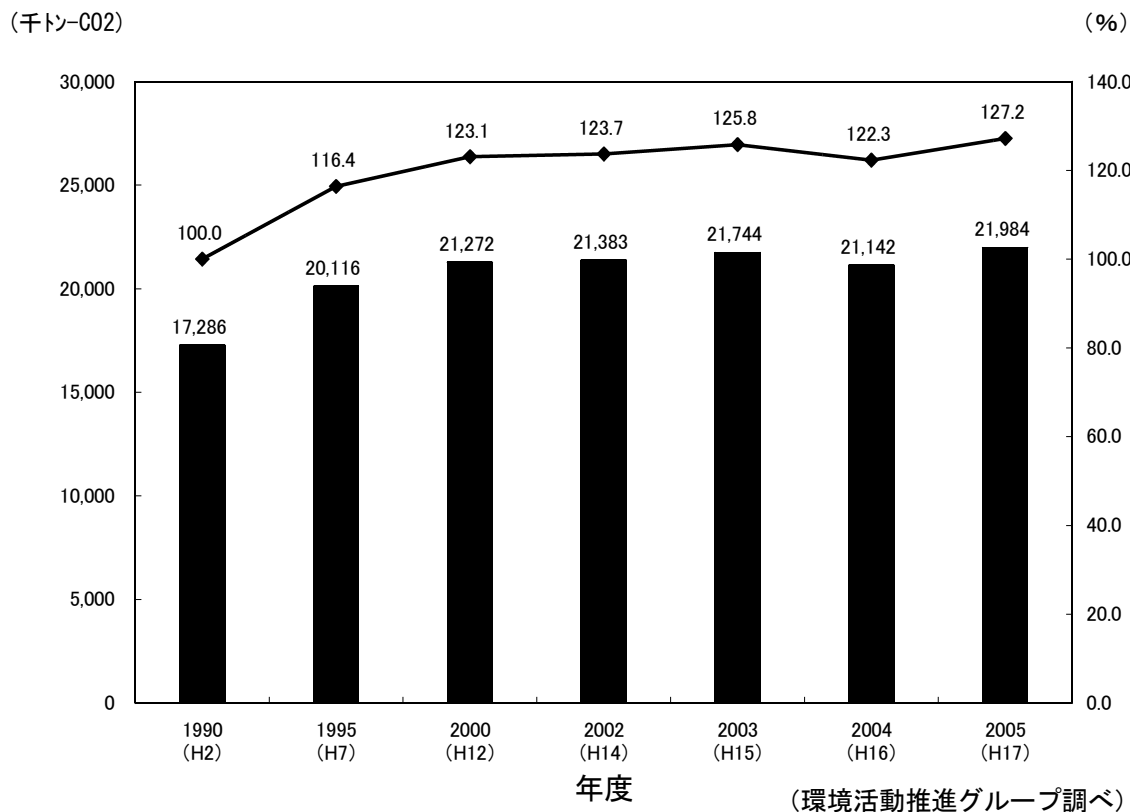


図 本県の温室効果ガス総排出量と伸び率

表 本県の温室効果ガスの排出状況

	基準年度 (全体に占める割合)	2005年度実績 (基準年度増減)
エネルギー起源二酸化炭素	14,190 (82%)	20,050 (+ 41.3%)
エネルギー転換部門	596 (3%)	2,250 (+277.7%)
産業部門	6,379 (37%)	7,741 (+ 21.4%)
民生業務部門	1,726 (10%)	2,901 (+ 68.1%)
民生家庭部門	1,618 (9%)	2,831 (+ 75.0%)
運輸部門	3,872 (22%)	4,327 (+ 11.7%)
非エネルギー起源二酸化炭素	875 (5%)	618 (- 29.4%)
メタン	793 (5%)	565 (- 28.7%)
一酸化二窒素	586 (3%)	433 (- 26.1%)
代替フロン等3ガス	842 (5%)	318 (- 62.2%)
合計	17,286 (100%)	21,984 (+ 27.2%)

(単位：千t-CO2)
(環境活動推進グループ調べ)

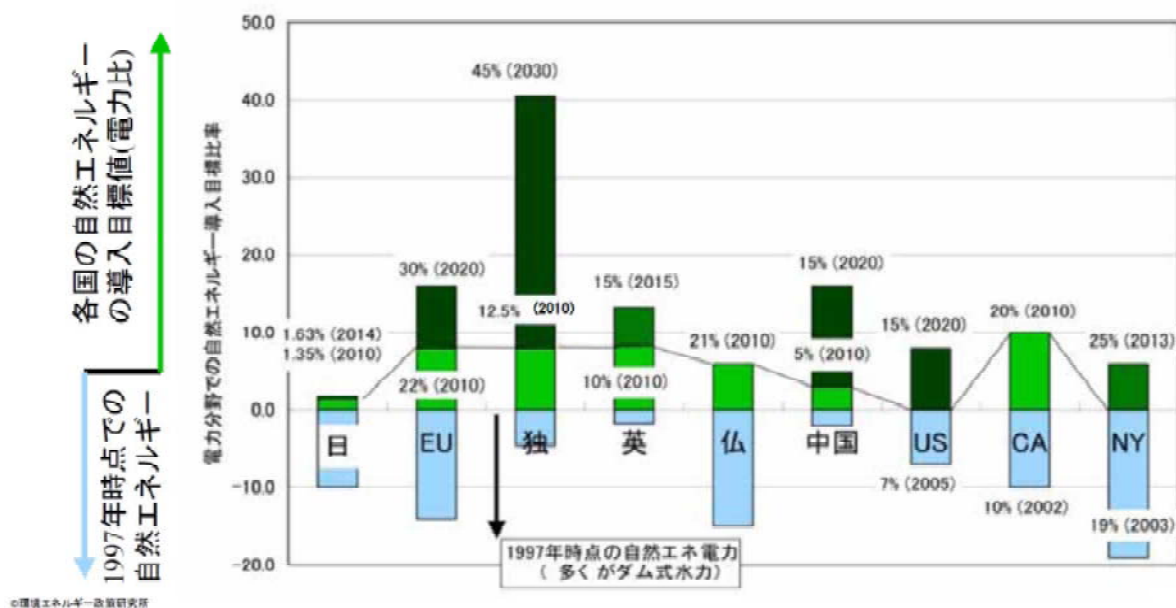
5 新エネルギーをめぐる状況

(1) 世界における自然エネルギーの政策的導入

ア 各国が目指す自然エネルギーの高い普及目標

国際社会における自然エネルギーの導入は1990年代後半から多くの国で積極的に取り組まれ、2005年時点では43カ国で政策的な導入目標が設定されている。

特にドイツでは2030年の目標として、全電力比45%の導入が目指されるなど、ヨーロッパ諸国を中心に高い目標値が設定されている。



(環境エネルギー政策研究所)

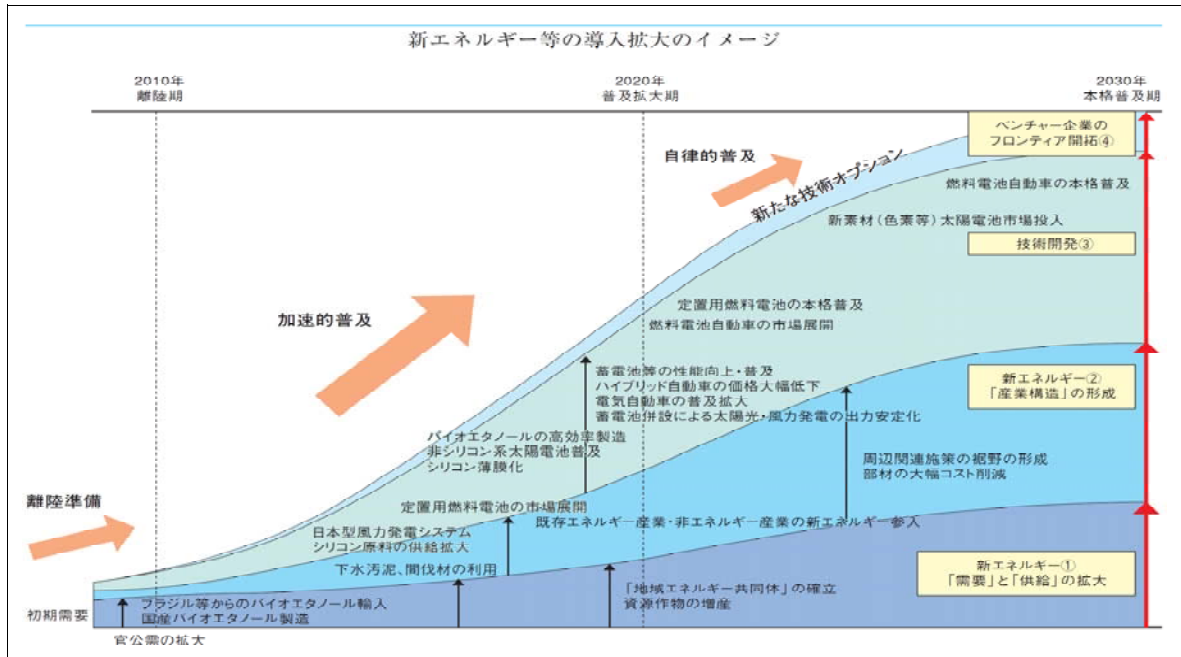
図 各国の自然エネルギー導入目標 (電力比)

イ 国及び県の新エネルギー導入目標

(ア) 国の新エネルギー導入目標

国では、「2030年のエネルギー需給展望」(2005.3:総合資源エネルギー調査会需給部会)において、2010年度における国内導入目標を原油換算量で1,910万kL(1次エネルギー供給比で3%程度)としており、2005年5月には、京都議定書目標達成計画においても同様の目標値が設定された。

また、2006年5月に策定した「新・国家エネルギー戦略」において、世界最先端のエネルギー需給構造の実現に向けた取組の一つとして「新エネルギーイノベーション計画」を掲げ、太陽光、風力及びバイオマスを中心とする自然エネルギーを重点的な対象として位置付け、新エネルギーの市場拡大の推進、周辺装置産業及び地産地消型の地域ビジネスやベンチャービジネスの育成支援に取り組んでいくこととしている。

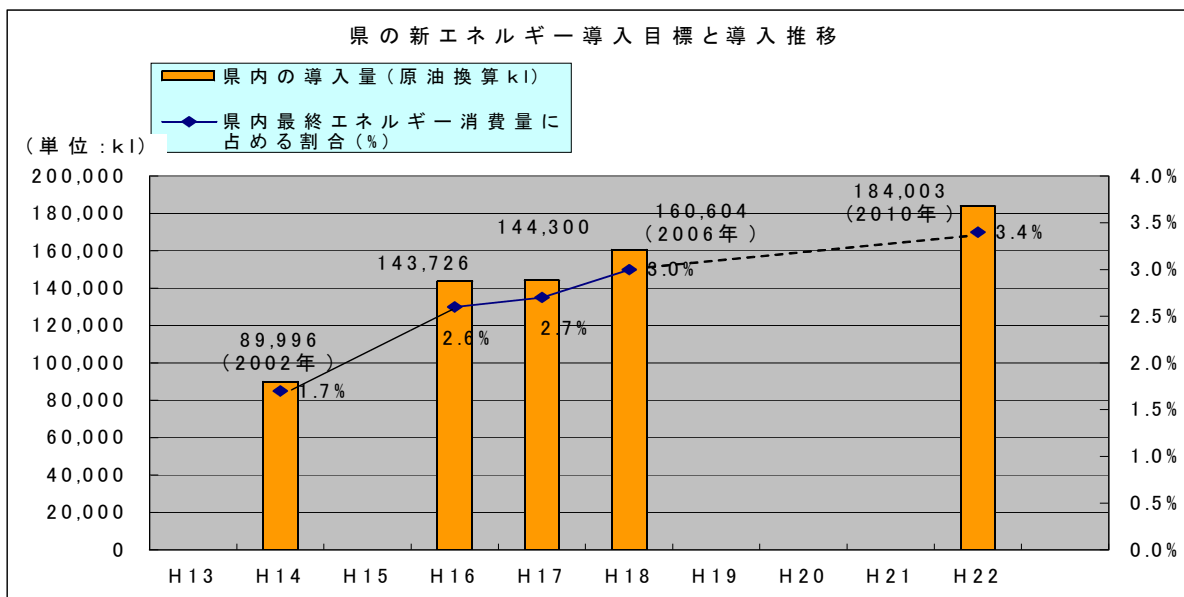


(新・国家エネルギー戦略)

図 新エネルギー等の導入拡大のイメージ

(イ) 県の新エネルギー導入目標

本県では、「地球と握手！うつくしま新エネビジョン」(2004.3策定)において、2010年度における県内導入目標を原油換算量で約18.4万kL(県内最終エネルギー消費量比3.4%)としており、2006年度末の導入量は約16万kL程度(同約3.0%)と推計している。



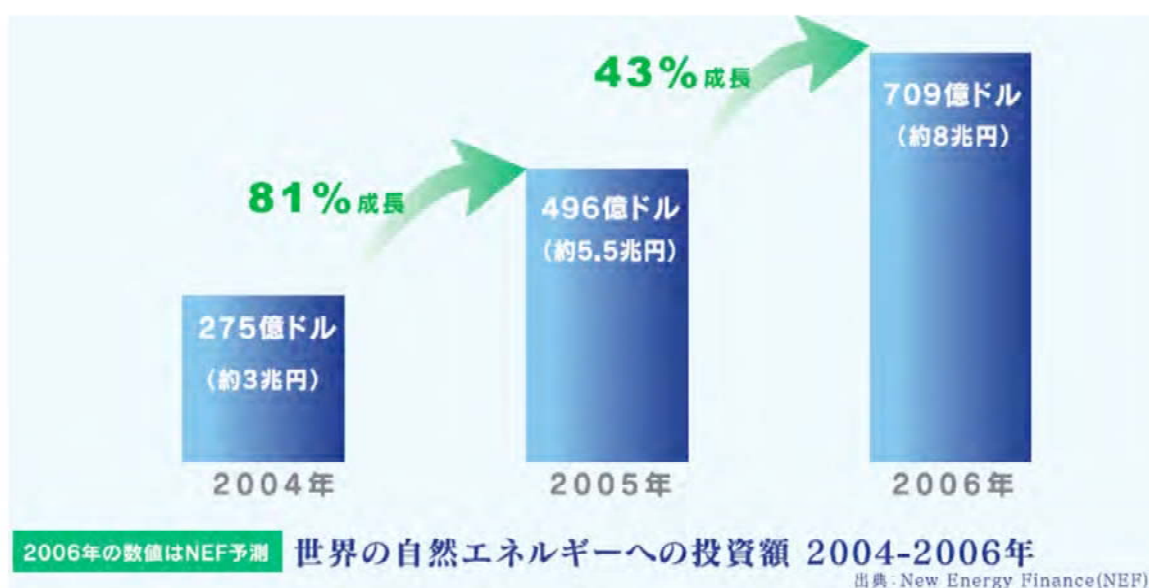
(エネルギーグループ調べ)

図 県の新エネルギー導入目標と導入推移

(2) 急成長する自然エネルギーへの投融資

京都議定書の第一約束期間がスタートし、さらにはポスト京都議定書に向けて温室効果ガスの排出量抑制等を図る環境対策の強化がヨーロッパを中心として国際的に進展する中、自然エネルギー分野への世界全体の投融資額は急成長を遂げており、今後自然エネルギーを始めとする新エネルギー関連産業には大きな成長が期待できる。

国内においても、地球温暖化防止対策への取組のアピールは企業のマーケティング戦略としての重要性を増しており、環境と経済の好循環に寄与する環境・エネルギービジネスは大きな意義を持ってきている。



©環境エネルギー政策研究所

(環境エネルギー政策研究所)

図 急成長する自然エネルギーへの投融資

6 期待される森林の役割

(1) 森林の機能と国民の期待

森林は、木材等生産、水源のかん養、山地災害防止などの重要な機能を有しているが、近年は、これらに加え生物多様性の保全や二酸化炭素の吸収による地球環境保全などの面からも、森林の果たす役割について期待されている。

しかしながら、これら多面的機能が十分に発揮されるよう森林を健全な状態で未来へ引き継ぐためには、森林の適正な管理・保全が不可欠である。

(2) 京都議定書における森林の役割

京都議定書では、日本は第1約束期間（2008年～2012年）において、温室効果ガスの総排出量を基準年（1990年）より6%削減することが義務付けされており、このうちの3.8%に相当する4,767万トン-CO₂/年程度を上限として、森林による二酸化炭素吸収量を削減分とすることが認められている。

京都議定書では、1990年以降に人為的活動（新規植林、再植林、森林減少、森林経営）が行われた森林を吸収量の算定対象としているが、日本においては、植栽して新たに森林にすることができる土地（「新規植林」、「再植林」の対象地）が僅かしかないことから、目標とする森林吸収量は、ほとんどを「森林経営」が行われている森林を対象とすることによってまかなうことになる。

この「森林経営」の対象となる森林は、①育成林（人工林、育成天然林）では、1990年以降に間伐などの森林施業（植栽、下刈り、間伐など）が行われている森林、②天然生林では、保安林などの法令等に基づいて保護・保全されている森林、とされている。

日本は、京都議定書における京都メカニズムに参加するため、2005年から3カ年間毎年の排出量及び吸収量を報告することとしており、2005年度分を2007年5月に以下のとおり報告した。

- 2005年度吸収量実績（日本国温室効果ガスインベントリ報告書）
3,542万トン-CO₂
（上限量4,767万トン-CO₂に対する確保率74%、3.8%に対し2.8%）

(3) 森林吸収量を確保するための取組

ア 国の取組

林野庁では、京都議定書を締結した2002年度に「地球温暖化防止森林吸収源10カ年対策(2003～2012)」を策定し、森林吸収量の確保に向けて、健全な森林の整備・保全、木材・木質バイオマス使用の推進などに取り組んできた。

日本の2005年度現在において、京都議定書で森林吸収量として認められるのは3,540万トン-CO₂/年になっており、林野庁の試算によると、現状の森林整備水準で推移した場合、第1約束期間の平均吸収量は約4,360万トン-CO₂/年となり、目標とする4,767万トン-CO₂/年に約400万トン-CO₂/年の不足が見込まれている。

この不足量を確保するためには、2007年度以降6年間に約120万ヘクタールの追加的森林整備（20万ヘクタール/年）を必要とし、「美しい森林（もり）づくり推進国民運動」を通じた間伐等の推進に取り組んでいる。

イ 県の取組状況

「福島県地球温暖化対策推進計画」では、基準年（1990年）に対し温室効果ガス排出量を8%（1,377千トン-CO₂/年）削減することを目標とし、このうちの約8割にあたる6.9%分（1,188千トン-CO₂/年）を、森林による吸収量として見込んでおり、森林の果たす役割が大きく期待されている。

このため、地球温暖化対策の4つの柱の1つに位置付け、森林の整備・保全を推進しているところである。

また、本県の民有林における森林吸収源対策を計画的に推進するため、2003年度から2007年度までの5カ年間を事業実施期間とする「森林吸収源対策推進プラン」を策定し、取組方針等を示すとともに、県内8地区を重点区域に指定し、モデル的な取組を通じて、その重要性を普及啓発する森林整備を推進してきた。

2007年度からは、既存の森林整備事業に加え2006年度から導入している森林環境税を財源として実施する施策に、「地球温暖化防止における森林吸収源対策」の視点を新たに追加するなど、吸収源対策としての森林整備等をより一層推進することとしたところである。

日本国温室効果ガスインベントリ報告書によると、2005年度の本県の森林吸収量の推計値は1,382千トン-CO₂となっている。

7 本県の地球温暖化対策に関する基本的認識と今後の取組

2005年度における本県の温室効果ガスの排出量は、基準年度である1990年度と比較すると27.2%と依然として大幅に上回っており、特に民生業務部門及び民生家庭部門においては著しい伸びを示している。

地球温暖化問題についての住民の意識・関心は、着実に高まってきているものの具体的な行動に結び付いていない状況にあり、現状では本県の削減目標である▲8%の達成は極めて厳しい状況にあることから、今後、国の京都議定書目標達成計画の見直しを踏まえ、国の施策との緊密な連携を図りながら対策を推進する必要がある。

特に、温室効果ガスの排出量の伸びが著しい民生業務部門及び民生家庭部門については、県民一人ひとりの具体的な行動を促進するため抜本的な対策を強化するとともに、吸収源対策としての森林整備など本県の自然的社会的特性を生かした対策を一層推進することが必要である。

さらに、中長期的には、ポスト京都議定書をめぐる国際的な状況を踏まえ、今後、技

術革新がますます進むと思われる新エネルギーの更なる普及拡大や大きな成長が見込まれる環境・エネルギー産業の育成を図ることが求められており、環境と経済との両立を目指し、県民のライフスタイル・ビジネススタイルの変革等を促すような地球温暖化防止に向けた環境・エネルギー対策を推進する必要がある。

第4 戦略の基本的視点

本戦略においては、2010年度までの3年間をより一層の低炭素社会への転換を図る期間として位置付け、下記の6項目を基本的視点として、集中的・戦略的に地球温暖化防止対策に取り組み、本県の温室効果ガスの削減を図るとともに、新しい地域モデル「地球にやさしい“ふくしま”」を創造する。

地球温暖化対策は、県民の一人ひとりのライフスタイルの見直しはもとより、都市づくり・住宅政策の在り方、公共交通機関の利用促進、環境エネルギー産業の育成、森林の適切な整備など社会経済システムのあらゆる分野に及ぶことから市町村、事業者、県民などあらゆる主体が参画する県民運動としての展開を図るとともに、全庁的な体制を整備し対策を進めるものとする。なお、事業の実施に当たっては、国の補助制度並びに産業廃棄物税及び森林環境税等を有効に活用するものとする。

視点1 省エネルギー対策等県民運動としての展開

温室効果ガス排出量の伸びが著しいオフィスビル、店舗、学校など民生業務部門及び民生家庭部門における実効ある対策が急務である。このため、国民運動との連携を図りながら、地球温暖化を「他人ごと」でなく「自分ごと」として捉え、事業者、NPO等民間団体、県民、行政などあらゆる主体が一丸となって温暖化対策に取り組める体制を再構築し、循環型社会の形成に向けた「もったいない運動」とも協調した県民総参加のイベントを開催するなど、県民運動としての対策を推進するとともに、ライフスタイル・ビジネススタイルの変革等を促すような省エネルギー対策を強化する。

視点2 新エネルギー普及拡大の加速化

温室効果ガスの排出を抑制するためには、太陽光・太陽熱、風力、バイオマス、雪氷冷熱を始め、新たに新エネルギーとして位置付けられる見込みの小規模水力発電及び地熱発電（バイナリー方式）など、県内の豊かな地域資源を生かせるエネルギー源である新エネルギーの導入促進が不可欠である。このため、事業者、高等教育機関、NPO等民間団体、県民、行政など多様な主体の連携により、新エネルギーの県内への普及拡大を加速化する。

視点3 森林吸収源対策の強化

森林は二酸化炭素の吸収源としての役割が期待されており、本県は県土の7割を占める97万ヘクタールの豊富な森林を有している。このため、吸収源対策としての森林整備・保全対策を強化するとともに、都市における緑地の保全と都市公園整備事業を推進する。

視点4 環境・エネルギー産業の育成・支援

中長期的に温暖化対策を推進するためには、省エネルギー、新エネルギーなどの分野における技術革新が不可欠である。また、地球温暖化問題への対応は、新しいビジネスチャンスや地域社会の活力を生み出すことから、環境と経済の好循環の創出を基本として、環境に熱心に取り組む企業の支援を強化するとともに、新しいビジネスチャンスや地域社会の活力を生み出し、今後大きな市場としての発展が見込める環境・エネルギー産業の育成を図る。

視点5 環境・エネルギー教育の推進

地球温暖化対策を進めていくためには、全ての県民と事業者が地球温暖化問題に対する真の理解と認識を深め、社会経済システムやライフスタイルを見直し、行動を実践していくことが何よりも大切である。このため、家庭、学校、地域、職場といった場を通じ、あらゆる主体に対して、特にこれからを担う若い世代に対して環境・エネルギー教育を行い、地球温暖化対策への意欲、智慧、行動力溢れる人材を育て、活かし、地域の地球温暖化対策の輪を全国に広げる。

視点6 取組強化のための推進体制の整備

これまでの温暖化対策は、事業所や一般家庭等に対する普及啓発を中心に進められてきたが、温暖化対策は、そもそも現在のエネルギー需要の在り方を見直す取組であり、県民一人ひとりのライフスタイルの見直しはもとより都市づくり・住宅政策の在り方、公共交通の利用促進・物流の効率化など社会経済システムを変換するハード面を含めた取組が必要なことから、全庁的な取組体制を整備するとともに、関係機関等との連携を強めるなど推進体制の整備を図る。

第5 基本的視点に基づく重点施策

視点1 省エネルギー対策等県民運動としての展開

1 県民運動としての展開

① (仮称)地球にやさしい“ふくしま”県民会議の設置

- ・行政、事業者、民間団体等あらゆる主体で構成する(仮称)地球にやさしい“ふくしま”県民会議を設置し、業務部門及び家庭部門での省エネ活動を促進するほか、新たな県民運動推進事業との連携を図る。
- ・また、公益信託うつくしま基金の活用等により、各主体が自主的に温室効果ガスを削減する取組を行うよう促していく。
- ・さらに、地域レベルでの省エネルギー・新エネルギー対策の充実を図るため、各振興局単位に県民会議を設置し、地域の自然的社会的特性に応じた活動を促進する。

② (仮称)ふくしま環境・エネルギーフェアの開催

- ・県民運動のリーディングプロジェクトとして(仮称)ふくしま環境・エネルギーフェアを開催し、省エネルギーや新エネルギーの最新技術や具体的な取組を紹介すると同時に、地球温暖化に関するシンポジウム等を開催し、県民運動としての盛り上げを図る。
- ・また、環境・エネルギー関連産業のネットワーク構築を推進するシンボルとしても位置付け、企業のビジネス機会創出を図るプログラムも盛り込む。

③ 「もったいない運動」の更なる推進

- ・「もったいない運動」については、「もったいない50の実践」を活用して更なる意識の高揚を図るとともに「もったいない運動」に取り組んでいる県内のNPO法人、商工団体等の実践主体と連携・協力しながら、県民主導の「もったいない運動」の更なる展開を促進する。

④ 市町村等との連携の強化

- ・地球温暖化防止の具体的な取組を促進するためには、日頃、住民と直接接する機会の多い市町村の役割が極めて重要であることから、全市町村に対し、地球温暖化対策推進法に基づき自らの事務事業から排出される温室効果ガスを削減するための実行計画の策定を要請するとともに、それぞれの地域から排出される温室効果ガスを

削減するための地域推進計画の策定を支援し、市町村との連携の下、実効のある対策を推進する。

- ・地域における温暖化防止活動を積極的に進めていくため、政府が推進する「チーム・マイナス6%」や「1人1日1kgCO₂排出削減チャレンジ宣言」等の国民運動とも連携して各主体の取組を一層促進する。

⑤ 「福島議定書事業」及び「知恵の環づくり事業」の拡充

- ・「福島議定書事業」については、新たに事業所部門を対象に加え、排出削減の努力が社会的に評価される仕組みの構築を検討するとともに、広く県民運動としての展開を図る。
- ・地域の創意工夫を活かした温暖化対策の優れた取組を紹介する地球温暖化防止のための「知恵の環づくり事業」については、地球温暖化防止活動推進センターとの連携の下、多くの団体が参加するようその取組を支援する。

⑥ エコイベントの拡充

- ・県や市町村を始め、(仮称)地球にやさしい“ふくしま”県民会議の構成団体等が実施するイベントは、環境に配慮した「エコイベント」として開催するとともに、特に一定の要件を満たすイベントは「うつくしまエコイベント」として積極的に認定を受けるよう関係機関に強く要請する。
- ・国際大会の開催等においては、地球環境に最大限配慮したイベントとするよう関係者に要請し、福島のエコイベントを世界に発信する。

2 省エネルギー対策の強化

① 日常生活における省エネルギー

ア 省エネ機器等の導入の促進

- ・省エネ製品の買い換え促進、白熱球から電球型蛍光灯への更新、高効率給湯器の導入促進など家庭における具体的で実効性のある省エネの取組を促進するため、家電業界、地球温暖化防止活動推進センター、地球温暖化防止活動推進員との緊密な連携の下、普及啓発活動を始め、地域単位でのきめ細かな講習会等を開催する。

イ 家庭における省エネルギー等の実施

- ・「福島議定書事業」に参加する学校や事業所の児童・生徒や職員の家庭などに環境家計簿等を配付し、節電・節水等に取り組んでもらうなど、より多くの県民が

省エネ行動を実践するきっかけとなる事業を展開する。

- ・省CO₂効果が見えるかたちで把握できるよう環境家計簿をリニューアルするなど省CO₂効果の見える化を一層促進する。
- ・エコポイント等環境に配慮した行動の積み重ねに対して、経済的インセンティブを付与する取組を推進する。

ウ ごみの減量化・リサイクル及びグリーン購入の推進

- ・「地球にやさしい“ふくしま”月間」を定め、ごみの減量化・リサイクルの推進、レジ袋の削減、マイ箸運動の推進、グリーン購入の推進などを県民にPRする。

② 事業活動における省エネルギー

ア 「うつくしまエコスタイル」の普及・促進

- ・県内全域にクールビズ・ウォームビズを普及させるため（仮称）地球にやさしい“ふくしま”県民会議において「うつくしまエコスタイル宣言」を行い、事業所での意識改革と省エネ活動を促進する。

イ 商業施設における地域貢献活動の促進

- ・店舗面積6千㎡以上の特定小売商業施設の設置者は、「商業まちづくり推進条例」に基づき県に地域貢献活動計画等を報告することとなっている。県が地域貢献活動の促進を図るために策定した「地域貢献活動ガイドライン」において具体的な活動例を示し、その中で「環境対策」の項目を設けて「地球温暖化対策の実施」などの取組を設置者に促すとともに、報告のあった地域貢献活動計画等を県のHPで公表するなどにより環境対策の取組を推進する。

ウ 環境マネジメントシステムの普及

- ・「ISO14001」や「エコアクション21」など事業者向けの環境マネジメントシステムの説明会等を引き続き開催し、事業者が自主的に環境負荷低減活動に取り組めるよう支援する。

エ うつくしま、エコショップ等認定制度の推進

- ・商品の販売やサービスの提供において、ごみの減量化やリサイクルに積極的に取り組む小売店、事業所、飲食店等をエコショップとして認定し、その取組状況を県民に広く紹介する「うつくしまエコショップ等認定制度」を推進する。

オ (仮称) ごみ減量化コンクール等の実施

- ・事業所におけるごみの減量化・リサイクルの一層の推進を図るため (仮称)「ごみ減量化コンクール」を実施するとともに、県、市町村、民間団体等で構成するキャラバン隊を編成し事業者を訪問するなど、ごみの減量化・リサイクル促進のための普及啓発活動を充実する。

カ 産業廃棄物の排出抑制等

- ・産業廃棄物処理事業者に対し、リサイクルに関する研修会を実施するとともに、産業廃棄物排出事業者に対し、排出抑制等を目的とした処理施設の整備を支援する。

キ カーボン・オフセットの取組の推進

- ・県民、事業者等幅広い主体による自主的な温室効果ガスの排出削減行動を促進するため、カーボン・オフセットに関する情報を広く提供することにより、カーボン・オフセットの取組の普及に努める。

3 交通・運輸対策等

① エコドライブの普及促進

- ・エコドライブを社会に定着させていくため、エコドライブ推進キャンペーン期間を定め、エコドライブに向けた事業者等の自主的取組を支援する。
- ・エコドライブ推進キャンペーンの参加事業所等から優秀なドライバーを募集し、エコドライブ実践の効果や技術を広く広報することなどにより、エコドライブへの関心を高める。

② 公共交通機関の利用促進

- ・毎月1日としている「福島県バス・鉄道利用促進デー」を毎月1の付く日（1日、11日、21日）に拡充する（31日は除く）。
- ・パーク&ライド情報、時刻表、県内の特徴あるバスの紹介、バス補助路線及び補助金額の公表、第三セクター鉄道への支援状況等をホームページで提供し、交通事業者・行政等が一体となって公共交通機関の利用促進運動を展開する。

③ 低公害車の普及促進

- ・自動車排出ガス対策推進会議や低公害車普及促進セミナーの開催を通じて、県内の買い替えが進んでいない車の低公害車への代替を促進する。

- ・対象を県内各市町村等の公用車全般に拡大した「福島県公用車低公害化推進会議」を開催するなど公用車の低公害車化対策と併せて、広く関係団体や一般県民を対象とした低公害車化のための普及啓発事業を行う。
- ・県の公用車の導入に際し、購入価格で判断するだけでなく環境性能（燃費、燃料種別）にも配慮して契約する「環境配慮契約」について検討するとともに、ハイブリット車など低燃費車の率先導入を一層推進する。さらに、県民に対して低燃費車の購入促進を呼びかける。

④ 物流の効率化の促進

- ・効率的で環境にやさしい物流を推進するため、県内の工業団地の企業を主要メンバーとした「福島県グリーン物流推進研究会」を開催し、物流の共同化やトラックの積載率向上等の具体化に向けて検討する。
- ・経済産業省東北経済産業局と共催で、物流の改善や環境負荷の低減等への取組を紹介する「物流効率化講座」を開催し、企業の物流効率化を支援する。
- ・航空貨物輸送においては、陸上輸送距離の短縮により環境負荷の低減を図るため、「福島空港エアカーゴ検討会」や県内荷主企業訪問等を通じて福島空港の利用を促進する。

⑤ 持続可能な歩いて暮らせるまちづくりの推進

- ・市町村が策定する中心市街地活性化基本計画や商業まちづくり基本構想等に基づくまちづくりを支援し、中心市街地における様々な都市機能の集積の促進や、市町村との連携による小売商業施設の適正な配置を推進するとともに、過度に車に依存しない「人」中心の新しい時代にふさわしいまちづくりの在り方をビジョン（指針）として提示し、「環境負荷の少ない持続可能なまちづくり」「歩いて暮らせるコンパクトなまちづくり」を推進する。

⑥ 「職場交通マネジメント」の推進

- ・自動車通勤は、二酸化炭素排出による地球温暖化や渋滞問題等の原因となっていることから、県内の事業所に対して他の交通手段への転換（職場交通マネジメント）を働きかける必要がある。このため、二酸化炭素の排出量削減、公共交通の利用促進、渋滞の解消、従業員の健康増進を図るため、今後、県内の工業団地を対象にした通勤実態調査、社会実験（通勤バスの運行）、積極的な取組に対する表彰等の実施について検討する。

⑦ 交通渋滞対策の推進

- ・交通渋滞の走行速度低下による自動車等からの二酸化炭素の排出を抑制するため、交差点改良等によりボトルネック区間の解消を行い、交通渋滞の緩和、解消を図る。

4 住宅等建築物における取組

① 住宅・建築物等の省エネルギー性能の向上

- ・建築主等に対する省エネルギー法に基づく指導・助言制度を活用し、省エネルギー計画書の提出が必要な民間住宅・建築物の省エネルギー性能の向上を促進する。
- ・県民に対して、講習会やホームページを通じ、住宅・建築物における省エネルギーを解りやすく情報提供する。

② 住宅の木造化及び長寿命化の促進

- ・住宅建設に要するエネルギー削減に有効な住宅の木造化及び長寿命化の促進を図る。

③ 福島県環境共生建築計画・設計指針の運用及び「環境配慮契約法」の適用

- ・福島県環境共生建築計画・設計指針に基づき、環境負荷の低減やエネルギー資源を有効利用する県有建築物の整備を推進する。
- ・環境共生建築物への転換を図るため、既存県有建築物に対して環境性能診断を実施し、LCCO₂（ライフサイクル二酸化炭素排出量）削減のための提案と効果を検証する。
- ・環境配慮契約法に基づき「温室効果ガス等の排出の抑制に配慮した契約の推進に関する方針」を作成し、県有建築物の整備等において設計業務を発注する場合に、温室効果ガス等の排出の削減に配慮する内容（自然エネルギー等の積極的な利用を含む。）を含む技術提案を求める方式の導入及びその対象、規模等について検討する。

④ E S C O事業の導入促進

- ・（仮称）福島県E S C O推進プランに基づき県有施設へのE S C O事業を推進するとともに、県内へのE S C O事業の普及に努める。

視点2 新エネルギー普及拡大の加速化

1 市町村との連携による新エネルギー導入支援

① 市町村の新エネルギービジョン策定促進

- ・地域における新エネルギー導入推進に当たっては、自然環境や経済活動等の地域特性を踏まえた上で策定された一定の計画に基づき取組を進める必要があることから、市町村に対し、国補助を活用した新エネルギービジョンの策定を支援する。

[県内市町村の新エネルギービジョン策定状況：2008年1月末現在]

策定済み 31市町村（一部区域のみ策定の市町を含む）

策定中 4市町（再策定中の1市を含む）

未着手 26市町村

② 市町村と連携した新エネルギー導入支援

- ・市町村がそれぞれの地域特性に応じて住民及び事業所を対象に実施する太陽エネルギーや風力、バイオマスなどの新エネルギーの導入補助事業に対して支援し、市町村の取組を促進する。

2 産学民官が連携した新エネルギー導入促進

① 地域における行政と民間の協働による新エネルギー導入の支援

- ・行政と民間の協働による地域が一体となった新エネルギー導入の取組の県内への波及を図るため、市町村が設置する地域協議会を核として、菜の花プロジェクト等の地域における新エネルギー導入を具体的に推進するためのシステムづくりや地域特性に応じた導入方策を検討するモデル的な取組を支援する。

② NPO等民間団体による新エネルギー普及啓発への支援

- ・県内における長期的かつ自立的な新エネルギー普及拡大を推進していく上では、行政に比べてより地域に密着した柔軟な取組が期待できる活動主体の役割が重要であることから、NPO等民間団体による新エネルギー導入及び普及啓発の取組を支援する。

3 風力・太陽光の日本最大級の供給基地化

① 風力発電所の県内立地の推進

- ・ 県内では、国内最大の発電出力を有する風力発電所が稼働しているほか、複数の大規模風力発電所の建設計画が進められており、完成時には国内屈指の立地県となることが見込まれている。さらには今後の技術革新に伴い事業適地の新たな広がりも期待されることから、大規模実証研究の誘致を検討するなど日本最大級の風力発電供給基地を目指す。

② 太陽光発電の県内導入量拡大の推進

- ・ 太陽光発電は、新エネルギーの中でも家庭、事業所を問わず導入に取り組みやすく、設置コスト低減に従い大規模な導入進展が有望視されるエネルギーであることから、重点的に県民やNPO等への導入を支援する。また、県内においては、国内最大規模の発電設備導入の意向を示す企業も現れており、こうした大規模な取組の具体化に必要な国補助金等の活用に向け、市町村と連携して支援する。

4 グリーン電力の普及拡大

<グリーン電力とは>

- 地球温暖化防止対策への必要性についての周知が進むなど社会的な環境意識の高まりから、需要家が電気を選択する機運が進展しつつある。その一例として、自然エネルギーで発電された電気（グリーン電力）を環境価値があるものとみなし、それを「グリーン電力証書」として実際に供給される電気とは別に取引したり、市民風車のように個人等から寄付金や出資金を募り風車を建設する動きが全国に広がっている。
- 新エネルギーの導入拡大を阻害する要因の一つとして、投資コストの回収がネックとなることがまず挙げられる。このため、個々の事業者等による直接的な導入ばかりでなく、グリーン電力証書を始め、様々な形態があるグリーン電力プログラムを通じた広範囲の事業者や個人の間接参加の進展が、今後の自立的な新エネルギー普及拡大に寄与するものと期待されている。

① 市民出資の取組の普及推進

- ・ 全国各地に広がる市民出資等の取組は、主として民間団体を中心に進められている。県内でも会津若松市のNPOが市民等に寄付金を募って設置した市民共同太陽光発電の実例が既にあり、こうした寄付金や出資金の活用による取組の普及を図るため、活動の核となるNPO等民間団体との連携を進める。

② グリーン電力証書の普及推進

- ・グリーン電力証書は、大手の電機メーカーや証券会社を始めとする民間企業のほか一部自治体でも購入されており、2007年6月には東京都やNPOを中核として本県も参加する全国的なネットワーク組織も発足し、自治体、NPO及び事業者における普及環境整備に向けた取組が進められている。
- ・県内においてもグリーン電力証書の普及推進を図るため、(仮称) ふくしま環境・エネルギーフェアの開催などを通じ、制度の周知を進める。

③ 県有施設におけるグリーン電力の導入

- ・庁舎等の県有施設において使用する電気の供給を受ける契約に際し、温室効果ガス排出削減にも配慮した上で契約を締結する「環境配慮契約」の検討を行うとともに、「グリーン電力証書」を活用した製品・サービス等の調達を進め、一事業者・一消費者として、グリーン電力の活用を推進する。

5 バイオマスエネルギーの利用促進

① バイオマスエネルギーの普及啓発

- ・バイオマスエネルギーの利用は、二酸化炭素を新たに増加させないカーボンニュートラルの特性を有し、地球温暖化防止の効果が期待されていることから、バイオマスエネルギー利活用の取組を推進するため、利活用ハンドブックやホームページに県内外の利活用事例や関連する支援制度、関係法令等を掲載するなど、普及啓発に努める。

② 木質系バイオマスのエネルギー利用促進

- ・木質ペレットは、利用機器の自動点火や自動供給が可能であるなど優れた特性を有し、広く普及が可能な燃料であることから、福島県循環型社会形成推進計画（うつくしま循環プラン）に基づき、ペレットストーブの県有施設への率先導入、市町村有施設や一般家庭への導入を支援する。
- ・ペレットボイラーについては、国交付金事業、NEDO事業等を活用した導入を支援する。

③ 生活系バイオマスのエネルギー利用促進

- ・ディーゼル自動車の燃料として利用できるバイオディーゼル燃料（BDF）については、家庭、飲食店、給食センター等から排出される使用済み天ぷら油等の廃食用油

を資源として活用できることや、原料が植物に由来しているため、二酸化炭素を増加させないカーボンニュートラルという地球温暖化対策に有効な手段であることから、県の公用車にBDFを積極的に利用することにより、県内での普及を促進する。

④ 農業系バイオマスのエネルギー利用促進

- ・農業分野から発生する家畜排せつ物や稲わら等のバイオマスについては、堆肥や飼料としての活用を基本としながらも、多様な活用を促進するため、先進事例等の情報収集及び普及啓発事業を積極的に実施するほか、市町村におけるバイオマス利活用計画であるバイオマスタウン構想策定を支援する。
- ・なお、農業バイオマスを活用したバイオエタノールの製造等の取組については、コスト及び技術面での課題が残されており、国等における実証、技術開発の動向等を注視し、対応を検討する。

⑤ 産業系バイオマスのエネルギー利用促進

- ・下水汚泥処理により発生するメタンガスの冷暖房燃料化、木くずや廃材チップのボイラー燃料化、河川塵芥を原料とする木質ペレット製造など、県内各地で民間主体により先進的に取り組まれている産業系バイオマスのエネルギー利用について、ホームページや冊子等により広く紹介するとともに、産学民官で構成する環境・エネルギー産業ネットワーク会議やセミナーなど各種イベントを通じた情報交換、情報発信を促進し、県内での更なる普及拡大を図る。

6 雪氷冷熱、小規模水力発電等の利用促進

- ・雪氷冷熱は、地域的な偏在はあるものの会津及び中通りにおける可採量は大きいことから、県内外の取組事例の紹介等を通じてその利用拡大に向けて取り組む。
- ・新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法の政令改正により新エネルギーに加えられる見込みの小規模水力発電及び地熱発電（バイナリー方式）は、豊かな地域資源を有する本県の地域特性を踏まえ、その利用可能性について調査研究する。

7 エネルギーの高度利用の促進

- ・革新的なエネルギー高度利用技術として注目される燃料電池や天然ガスコージェネレーションについては、情報提供や国による大規模実証事業等の県内への導入を図りながら、普及拡大に向け取り組む。
- ・県内において実証試験が進められている石炭ガス化複合発電は、安くて豊富な石炭を

ガス化して燃料に用いることで、これまで以上の高い発電効率と石油火力発電並のCO₂排出抑制を同時に実現しようとするものであり、資源の高効率利用の観点で普及が期待される技術であることから県内での実用化に向けて事業者の取組を促進する。

8 ライトタッチ規制の導入検討

<ライトタッチ規制とは>

ライトタッチ規制とは、事業者等に対し、目標値の設定や計画書の提出などの政策誘導により、義務付けまでに至らない配慮を求めるもの。

【東京都における制度の例】

◆「地球温暖化対策計画書制度」

エネルギーを多く使用する事業所を対象に温室効果ガスの削減目標と対策を設定した5カ年の計画書を提出させ、取組状況及び取組結果を都が評価・公表する制度

◆「エネルギー環境計画書制度」

都内へ電気を供給している一般電気事業者及び特定規模電気事業者に対し、CO₂排出係数とその削減目標、再生可能エネルギーの導入実績と導入目標を記載した計画書・報告書の提出及び公表を求める制度

◆「建築物環境計画書制度」

一定規模以上の新增築建築物の建築主に対し、省エネルギー対策等の環境配慮事項の取組とその評価を記載した計画書を提出させる制度

① ライトタッチ規制を活用した環境配慮型建築の普及促進策の検討

- ・住宅の新改築時において、建築士等が施主に対して新エネルギー機器の導入やパッシブソーラー（建物構造で自然エネルギーを有効利用するもの）などのオプション提案を行うことを誘導する制度を検討する。

基本視点3 森林吸収源対策の強化

1 森林吸収源対策

森林吸収源として算入の対象となる森林は、育成林（人工林、育成天然林）と、天然生林のうち法令等に基づき伐採・転用規制の保護・保全措置がとられている保安林等の森林である。

本県では、2005年現在、全森林面積約972千ヘクタルのうち約66%にあたる645千ヘクタルが対象とすることが可能であるが、このうちの育成林については、1990年以降適正に森林施業が行われていることが算入条件である。

このため、森林吸収量として算入できる森林面積を確保するために以下の取組を重点的に進める。

また、森林面積の約4割は国有林であることから、管轄する国の機関と連携を図りながら森林吸収源対策を進める。

① 森林整備の推進

- ・ 県内の民有林について、二酸化炭素の吸収源としての機能が十全に発揮されるよう森林環境税なども活用し、適切な森林の整備・保全等を一層推進する。

ア 民有林における重点的な取組

- ・ 森林は、年間の成長量が旺盛であり個体の体積が大きいものほど二酸化炭素の吸収量が大きくなることから、民有林育成林約218千ヘクタルのうち間伐が必要な4～9齢級（16～45年生）約140千ヘクタル（64%）を対象に、施業の集約化などの効率化を図りながら間伐を重点とした森林整備を一層推進する。

イ 保安林等の適切な管理・保全

- ・ 県内の森林のうち、特に公益的機能が高いことから保安林に指定されている森林について、その機能を高度に発揮させるために育成林における森林整備などを推進するとともに、引き続き適正な管理・保全を図る。

② 森林整備推進の体制

- ・ 県、市町村、森林組合等林業事業体、森林所有者、企業、県民が一体となり、それぞれ役割を分担しながら森林整備を進める。

ア 計画的な森林の整備推進

- ・森林計画制度の実行を通じて森林整備の基本的考え方を示しながら市町村と連携を図り、地域における森林整備のマスタープランである市町村森林整備計画の実行を確保する。
- ・市町村が策定する市町村森林整備計画や森林所有者等が策定する森林施業計画に必要な各種森林データの収集、森林GISへの集積、必要なデータの提供等を行い、施業の集約化や合理化の推進を図る。
- ・民有林の約8割を占める私有林について、森林所有者等による森林整備を推進する必要があることから、森林の地球温暖化防止における役割の重要性について啓発を図るとともに、引き続き各種支援を行う。
- ・森林整備地域活動支援交付金を有効に活用し、森林所有者等が実施する森林施業に必要な「地域活動」（森林情報の収集活動、施業実施区域の明確化作業及び歩道の整備等）を支援する。
- ・市町村、財産区及び林業公社等との連携を図り、公的機関による森林整備を促進する。
- ・市町村が地球温暖化対策推進法に基づく地域推進計画を策定する場合にあっては、森林吸収源対策を盛り込むために必要な支援を行う。

イ 林業労働力の確保

- ・林業労働者として新規算入の促進や労働条件の改善を図るため、若年労働者等を雇用する森林組合等の林業事業体へ引き続き支援を行うとともに、森林整備に必要な専門的知識や技術の習得に必要な支援を引き続き行い、労働力の確保に努める。
- ・林業労働者の確保を図るためには、林業事業体等により安定的かつ計画的に森林整備が継続されることが重要であることから、森林施業の集約化や機械化等による低コスト作業システムの普及・定着を推進する。

ウ 県民参加による森林^{もり}づくりの推進

- ・森林の持つ地球温暖化防止機能などの多面的機能に対する県民や企業の理解を一層深め、森林ボランティア活動への参加などによる森林づくりを一層促進する。

2 都市緑化等の推進

① 都市公園整備等の推進

- ・都市における緑地の保全、緑化の推進による緑とオープンスペースの確保を図るため、都市公園の整備や都市内緑化を促進する街路整備を推進する。

基本視点 4 環境・エネルギー産業の育成・支援

1 環境・エネルギー関連産業のネットワーク化

① 環境・エネルギー関連産業のネットワーク会議の設置

- ・供給サイドの企業側から捉えた新エネルギー普及促進に当たっての課題の抽出とそれを踏まえた施策方向性の検討を行うため、環境・エネルギー関連企業のほか、行政、大学等研究機関、NPOなど産学民官で構成するネットワーク会議を設置する。
- ・また、ネットワーク会議を企業間のマッチングの場として、ビジネス機会の創出、異業種交流及び共同研究開発等を推進し、県内の産業振興につなげる。

② 環境・エネルギー関連企業との研究開発への参画・支援

- ・産学官による共同研究を実施し、環境・エネルギー関連の技術開発を行うとともに実用化のためのシステム開発を支援する。
- ・本県における地域資源を活用し、環境分野を始めとした重点分野において産学官連携による研究開発と併せて、研究会や可能性試験等の事業を一体的に実施することにより、地域における新たな産業の集積を促進する。
- ・本県が設置している9試験研究機関の横断的な連携により、環境・エネルギー関連技術の研究開発を行う。

③ 環境ファイナンス制度の促進

- ・新エネルギーや省エネルギー投資を拡大するため、環境創造資金の一層の活用を推進する。
- ・環境に対して熱心に取り組む企業を支援するため、金融機関に対して、投融資プロジェクトにおける環境面でのリーダーシップの発揮やSRI（社会的責任投資）ファンドの拡大など環境投融資の拡大を要請する。

2 環境・エネルギー関連産業のビジネスチャンスの拡大

① 環境関連ビジネスの機会創出

- ・環境、省資源の観点から、廃棄物を抑制し、リサイクルを進めることが喫緊の課題であることから、この分野にかかる県内製造業者等の技術開発を支援し、新事業への進出を促進する。
- ・産業廃棄物排出事業者等による廃棄物の減量化・再資源化の取組を技術面から支援

する。

- ・エネルギー及び産業廃棄物問題を同時に解決させるため、産業廃棄物をエネルギーへ利用する分野に取り組む県内製造業者等の技術開発を支援し、新事業への進出を促す。
- ・産業廃棄物等ごみの減量化や廃棄物の有効利用を図るため、リサイクル製品を認定し、事業者による製品の展示会やプレゼンテーションを実施することにより、県民・関係事業者等に対して周知を図るなど、リサイクル製品の普及を促進する。

② （仮称）ふくしま環境・エネルギーフェアの開催

- ・県民運動としての位置付けのほか、環境・エネルギー関連産業ネットワーク会議のシンボル事業として、（仮称）ふくしま環境・エネルギーフェアを開催し、環境・エネルギー分野での商品やサービスに関する企業間のマッチング及び新規販路の開拓による販売促進等により、関連企業のビジネスチャンス拡大を図る。

基本視点5 環境・エネルギー教育の推進

① 全国環境学習フェア福島大会の開催

- ・2008年10月に「全国環境学習フェア福島大会」を開催する。開催に当たっては、全国生涯学習フェスティバルと効果的に連携させながら、教員や保護者、産業界や大学関係者等様々な人々が環境について考える場を設け、環境フォーラムや記念講演、展示発表を通し、学校や社会教育における環境教育の一層の改善・充実を促す。

② 緑の少年団全国大会

- ・2008年度に「第19回緑の少年団全国大会」を開催する。開催に当たっては、全国から集う少年団の代表や本県の少年団など次代を担う子供たちが、本県の特色ある豊かな自然の中で行われる各種体験活動を通して、森林の果たす役割や大切さについての理解を促進する。

③ 自然公園ふれあい全国大会

- ・2008年度に「平成20年度自然公園ふれあい全国大会」を開催する。開催に当たっては、全国からの参加者が会場となる尾瀬の自然を体験し、自然に対する理解を深めることを通じて、地域での環境活動や地球環境の保全に関する意識の啓発を一層推進する。

④ 福島議定書の拡充

- ・「福島議定書」事業を拡充し、事業所をはじめ幼稚園・保育所（園）から大学まで対象を広げ、より多くの事業所・学校での取組を展開する。

⑤ 高校生を対象とした地球温暖化防止CMコンテスト等の実施

- ・これからの時代を担う若い世代の地球温暖化問題に関する意識を醸成するため、高校生を対象とした地球温暖化防止のCMコンテストを実施する。
- ・若い世代の更なる意識改革を促すとともに、温暖化問題の重要性と取組の実践を県内外に訴えかけるため、日本人高校生と外国人高校生による地球温暖化防止に関する国際会議を開催する。

⑥ 環境教育指導者養成の充実

- ・尾瀬をフィールドとした環境教育を始め、学校や地域での参加型・体験型の環境教育・学習を一層推進するため、様々なテーマによる指導者養成講座を県内各地で開

催する。(テーマ：尾瀬の自然環境、せせらぎスクール(水生生物調査)、森林環境教育・学習、ごみ減量化・リサイクル 等)

⑦ エネルギーに関する教育支援

- ・「原子力・エネルギーに関する教育支援事業交付金規則」(文部科学省)による交付金を財源とするエネルギーに関する教育支援事業を実施し、学校における、児童生徒の発達段階に応じたエネルギーに関する学習を通して、エネルギーと資源の利用に関する意識の醸成を図り、主体的に行動する態度や資質、能力を育成する。

⑧ 森林環境教育の一層の推進

- ・二酸化炭素の吸収による地球温暖化防止などの公益的機能を持つ森林をすべての県民で守り育てる意識を醸成することが重要であることから、市町村や学校と連携しながら森林環境教育を推進する。
- ・子供たちや一般県民に対して森林の役割や重要性を伝える指導者「もりの案内人」の養成のほか、多様な森林環境教育に対応ができる人材や県民自らが行う森林(もり)づくり活動を行う際の指導者を育成する。

⑨ 地球温暖化を考える講演会の開催

- ・地球温暖化に関する最新の知見と地球温暖化問題の深刻さを県内に広く提供するため、地球温暖化問題の専門家等による講演会とノーベル平和賞を受賞したアル・ゴア主演の映画「不都合な真実」の上映会などを開催する。

⑩ 各種団体活動の支援

- ・様々な環境学習のテーマを題材とした「環境教育・学習プログラム」や、「せせらぎスクール」(水生生物調査)、「こども葉っぱ判定士」(樹木のCO₂吸収量調査)などの教材を参加団体に提供することにより、学校教育や社会教育の場での環境教育・学習実践を支援する。
- ・県内各地で活動している「こどもエコクラブ」の活動内容を広く紹介するとともに、参加団体の交流を支援する。

⑪ 各種普及啓発情報の充実

- ・環境家計簿をリニューアルするほか、「福島議定書」事業と「省エネチャレンジ事業」との連携により、「福島議定書」事業に参加する学校や企業の全児童・生徒・学生・職員の家庭に環境家計簿を配付する。
- ・「環境教育・学習データベース」に掲載している指導者(団体)や学習関連施設、

各主体の取組例などの情報を見直すとともに、「福島議定書」事業の全表彰校の取組内容や、各指導者養成講座受講者の各教育現場での実践例を紹介するなど、各種情報の充実に努める。

⑫ 二酸化炭素濃度の測定

- ・二酸化炭素濃度の測定を今後も継続して環境センター（郡山市）において実施するとともに、県内における二酸化炭素濃度の把握のため、同センターの移動測定車を活用して二酸化炭素濃度の測定を行う。
- ・また、これらの測定結果については、ホームページなどを通じて県民に情報を提供するとともに、市街地と森林との比較を通じ、様々な環境教育・学習の機会を捉えて温暖化防止啓発事業等で活用する。

基本視点 6 取組強化のための推進体制の整備

1 地球温暖化対策推進のための全庁体制

地球温暖化対策を県の重点施策として推進するため、**地球温暖化対策を総合的に担う推進組織**として（仮称）「**ふくしま地球温暖化対策推進本部**」を新たに設置し、全庁一丸となって地球温暖化対策に取り組む体制を整備する。

また、本戦略に基づく重点施策をより総合的かつ横断的に展開するため、地球温暖化防止対策庁内連絡会議及び庁内地域新エネルギー導入推進連絡会の統合・再編など、地球温暖化対策の推進のための全庁的な体制の整備に努める。

2 外部有識者によるアドバイス組織の設置

本県における地球温暖化対策を中長期にわたり戦略的に展開していくためには、県の施策立案等をバックアップするブレーンとして、地球温暖化対策関連の専門知識を有する外部有識者で構成する組織の存在が必要である。そのため、新エネルギー導入促進を主たる設置目的とする「**福島県新エネルギー導入推進連絡会**」を地球温暖化対策全般について県に対する施策提案等を行う外部有識者組織として発展的に改編する。

3 地球温暖化防止活動推進センター及び地球温暖化防止活動推進員との連携の強化

本戦略に基づく重点施策を推進するため、特に、県民運動として地球温暖化対策を効果的に展開していくために、地球温暖化防止のための活動拠点として指定している「**福島県地球温暖化防止活動推進センター**」と地球温暖化防止に向けた県民の実践活動を促進するために委嘱している「**うつくしま地球温暖化防止活動推進員**」との連携を強化し、一体となって施策を展開する。

4 環境施策推進拠点機能の具現化

多様な主体の参加と連携の下に、地球温暖化対策が効率的かつ効果的に展開されるよう、県民、事業者、行政等による環境保全の取組を環境教育・学習、情報収集・提供、調査研究の面から総合的に支援する環境施策推進拠点機能について、その具現化を着実に進める。

第6 中長期を見据えた今後の展開

気候変動がもたらす地球の危機を回避するためには、大気中の温室効果ガス濃度を安定化させる必要があり、そのためには、「世界全体の排出量を現状に比して2050年までに半減する」という長期的な目標を全世界に共通する目標として掲げなければならない。

現状の世界の温室効果ガス排出量は自然界の吸収量の2倍を超えていることから、大気中の濃度が高まる一方であり、低炭素社会の実現に向けた様々な取組が政府を始め、各地方自治体・各地域で進められている。

こうした中で、本県は、広大な森林や数多くの河川を有し、尾瀬や猪苗代湖、裏磐梯に代表される美しい自然に恵まれ、そうした自然の恵みが温かい地域社会を育み、伝統や文化を創りだしてきたところであり、長期的な目標を達成する新しい地域モデル「地球にやさしい“ふくしま”」を創造する上で絶好の条件が整っている。

また、これまでの福島県の姿があるように、幅広い関係者の参加と連携の下、一致協力して目標達成を目指す文化や価値観も、本県の強みの一つである。

こうした本県の強みを最大限に発揮するためには、全ての県民と連携・協働を図りつつ、自然エネルギーの飛躍的な普及拡大、新エネルギーの更なる技術開発、環境・エネルギー産業の育成、森林の整備・保全、社会経済システムの見直しなど戦略性を持って施策を展開していくべきである。

こうした取組を通じて、本県が持つ自然との共生の智慧と伝統を今に活かすとともに、明治以来、水力や原子力などエネルギー政策を供給面からリードし、景観形成や水環境保全等の環境行政でも先進的な施策を展開してきた経験と智慧、そして意欲と能力溢れる豊富な人材を原動力と成し、幅広い関係者の一致協力の下、地球環境の保全に貢献する「環境立県」と「新エネルギー先進県」を「福島モデル」として創造し、全国へと発信する。

1 「福島県地球温暖化対策推進計画」及び「地球と握手！うつくしま新エネビジョン」の改定

長期的な目標を達成する新しい地域モデル「地球にやさしい“ふくしま”」を創造するため、中長期を見据えた計画である地球温暖化対策推進計画の改定と環境エネルギー産業育成の視点を含めた次期新エネビジョンの策定に取り組む。

(1) 改定の基本的考え方

本県の中長期にわたる戦略的な地球温暖化対策推進のための計画策定に当たっては、国内の社会経済情勢の動きとともに、国際情勢の変化をも見据えながら検討を進めていくこととし、「気候変動のもたらす地球の危機を回避するためには、今世紀半ばまでに、世界全体の温室効果ガスの排出量を半減しなければならない」という長期的な目標を達成するため、2020年までに福島県の温室効果ガス排出量を大幅に削減することを目標に計画の改定・策定に取り組む。

(2) スケジュール

現行の地球温暖化対策推進計画及び新エネルギービジョンは、計画期間の終期を2010年度としている。

2011年度以降の中長期を見据えた施策の展開に円滑に移行することを目指し、本戦略に基づく施策の実施と平行しながら、現計画の検証の下、改定・策定作業に取り組む。